

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年7月12日）

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録

日時 平成28年7月12日（火） 開会時間 午後2時01分
閉会時間 午後3時33分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 土橋 亨
副委員長 久保田松幸
委員 中村 正則 渡辺 英機 鈴木 幹夫 大柴 邦彦
永井 学 山田 一功 桜本 広樹 佐藤 茂樹

委員欠席者 なし

証人 上野原市桐原63 石井 脩徳
中央市成島2353 河西 敏郎

議題 平成28年2月山梨県議会定例会閉会日が流会した原因の調査に関する事。

会議の概要 本日の日程を別添日程表のとおりとし、報道に対する写真撮影を制限した後、次のとおり、証人に対する尋問を行った。

石井 脩徳 午後2時14分～午後2時56分

河西 敏郎 午後3時06分～午後3時33分

会議の内容

土橋委員長

ただいまから平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する調査特別委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件であります、平成28年2月山梨県議会定例会閉会日が流会した原因の調査に関する事を議題といたします。

この際申し上げます。去る6月30日本委員会の決定により、平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会をした原因の調査に関して、地方自治法第100条第1項により、出頭及び証言を求める者について証人の出頭請求をいたしました。

次に、本日の進め方についてであります。去る6月30日の本委員会において、質問の方法は委員長に委任されたところであり、各委員に質問届出書の提出を求めたところ、石井証人に対しては8人の委員から、河西証人に対しては5人の委員から質問したい旨の届け出がありました。

よって、本日の調査日程及び質問順序等については、お手元に配付の日程表のとおりといたしたいと思っております。御了承願います。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

土橋委員長

次に、報道に対する撮影の制限についてであります。委員会においての報道機関の撮影の扱いは、その都度、委員長の許可を得ることとなっておりますが、通常の場合、煩雑さを排除するため、許可申請があったものとみなして取り扱うこ

とを例としているところあります。しかし、このたびの委員会は、地方自治法第100条第1項により出頭及び証言を求めるため、委員会であることに鑑み、証人の人権を擁護すること、証人の緊張を排除し自由に発言できる環境を確保し、委員会の円滑な運営を図ること、以上2点を確保するため、報道関係者の撮影は、証人の入室から委員長の宣誓の宣告まで、及び尋問の終了から退出までとし、尋問中の撮影は認めないことといたしたいと思います。御了承願います。

次に、傍聴の取り扱いについてであります。委員会の傍聴については、委員会室の都合上、一般傍聴をおおむね30人、議員傍聴15人といたしたいと思います。なお、委員会の調査の状況は、今回の特別委員会に限り、放送設備を設置し、これを通じて第三委員会室で傍聴することができる扱いとなっております。定数は部屋の広さに応じて制限する扱いとしたいと思います。また、傍聴人は、撮影及び録音はできませんので、御了承おき願いたいと思います。

次に、補佐人についてであります。証人が委員会に出頭する際、補佐人を同行することを本委員会は承認することといたしたいと思います。なお、補佐人は1人とし、議員証言法に準じて、証人の求めに応じて宣誓及び証言の拒絶に関する事項に関して助言するのみ認める扱いとしたいと思いますので、御了承願います。

なお、委員各位におかれましては、お手元に配付の証人尋問の留意事項に御留意願います。

それでは、石井脩徳証人に入場していただきます。

山田（一）委員 委員長、ちょっといいですか、1つ。

土橋委員長 だめ。

山田（一）委員 だめ、どうして。

土橋委員長 このまま時間がないから。限られた時間内でやるから。

山田（一）委員 違う違う。順番だけどうして決まったか。

土橋委員長 私が決めました。

山田（一）委員 どういう意図で。

鈴木委員 順番で。

山田（一）委員 いつもと何か違う順番だ。意図的だ。

土橋委員長 議事を妨げないでください。

山田（一）委員 妨げているつもりはないです。

土橋委員長 石井脩徳証人に入場していただきます。

（証人入室 着席）

（委員長起立）

土橋委員長 証人には、御多忙の中、御出頭いただき、ありがとうございます。何とぞ本委員会の調査目的を御理解いただき、委員会が円滑に進行できますよう御協力をお願いいたします。

（委員長着席）

土橋委員長 それでは、証人の氏名、住所、生年月日、職業をおっしゃってください。

（証人起立）

石井証人 はい。石井脩徳です。山梨県上野原市桐原63番地です。昭和15年11月15日です。山梨県議会議員でございます。以上です。

（証人着席）

土橋委員長 証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟に関する法令中の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことができませんが、次に申し上げる場合は、これを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が、証人、証人と配偶者、四親等以内の血族もしくは三親等以内の姻族の関係にあり、もしくはあつた者、または証人と後見人と被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、または証言がこれらの者の名誉を害するべき事項に関する場合、

公務員または公務員であつた者を証人として職務上の秘密について尋問する場合、

医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、

技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。

これら以外の場合には、証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁固に処せられることになっております。

以上のことを御承知願います。

報道関係者に申し上げます。撮影につきましては、ここまででお願いしたいと思えます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。委員会室におられる方は、傍聴人、報道関係者を含め一同御起立を願います。

（出席者全員起立）

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年7月12日）

土橋委員長 宣誓書の朗読をお願いします。

石井証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。
平成28年7月12日、石井脩徳。

土橋委員長 御着席をお願いします。
証人は、宣誓書に署名、捺印願います。

（署名捺印）

（委員長確認）

土橋委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言に際しては、その都度、挙手し、委員長の許可を得て、起立して発言されるようお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。本日は、予定時間内で証人より証言を求めるものでありまから、不規則発言等、議事の進行を妨げる行動のないよう御協力をお願いいたします。発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、約50分程度で各委員の尋問にお答えいただくようお願いいたします。

まず、委員長から伺います。平成28年2月山梨県議会定例会閉会日に、議長不信任の動議が可決後、議会が暫時休憩となってから午後5時までの間、どこにいたのかお聞かせください。

石井証人 暫時休憩がかりましてから、直ちに議長室に戻りました。頭を抱えながら、約15分から20分くらい議長室にいたと思います。その後、心配をしながら、会派の控室へ向かいました。会派の控室へ着きまして、大変なことになったな、どうしようというひとり言のように皆さんに訴えたつもりであります。それから、自席に座りまして、しばらく考えながら、どうしようという気持ちでいました。気持ちも多少動転はしていたと思います。それから、廊下へ出まして、各会派の皆さん方がどうしているかなということも怖いながらのぞいて、それからまた、会派の自席へ戻りました。そして、議会が再開されるまでの間、会派の控室で待っていたところでございます。以上です。

土橋委員長 以上で、委員長からの主尋問を終了します。
次に、発言の申し出がありますので、順次これを許します。
大柴邦彦委員から尋問をお願いします。

大柴委員 まず議長が、流会の責任は3会派が退席したことによると言っていることについて質問をいたします。調査票の記述の6月21日の記者会見での発言、またその他報道の取材などにおいて、流会の責任は本会議を退席した一部議員にあるという旨の主張を議長が行ったことについてでありますけれども、2月定例会の閉会日に不信任決議が賛成多数により可決をされたにもかかわらず、石井議長は議事を継続しようとしたしました。地方自治法には、議長の解任規定がなく、本会議で不信任決議が可決されても法的な拘束力を有しないことは承知をしております

す。しかし、みずからが不信任とされたことを無視したこの石井議長の態度は、議会を軽視し、また民主主義を踏みにじるものであると言わざるを得ないと思います。

議長、不信任を賛成多数で可決された議長が、その後の議会運営を担うことは、議会を軽視し、民主主義を踏みにじるものであると思いますか。それとも、思いませんか。

石井証人 その点につきましては、深く反省をしております。

大柴委員 今の答えであれば、「思う」ということであるわけですね。思うのであれば、なぜまだ議長を続けてられるんですか。

（「内容が違うんじゃないの。よく事務局も質問の内容がどうか確認しないと。ずれてるよ。」と呼ぶ者あり）

土橋委員長 静かにしてください。

石井証人 先ほど言いましたとおり、深く反省をしております。

大柴委員 わかりました。深く反省をしているということですがけれども、石井議長の言う一部議員というのは、自由民主党山親会、そして、チームやまなし、リベラルやまなしの3会派のことだと思うわけですがけれども、我々がとった行動は、本会議で不信任決議が可決されても、それを無視して議事を継続しようとした石井議長に抗議の意思をあらわすために仕方なく行ったものでございます。議会を軽視して民主主義を踏みにじった石井議長に抗議をして本会議を退席した我々の行動を議長は今まで批判をしておりますから、どのように認識をしているのか伺います。

石井証人 私は、議会のあるべき姿というのは県民最優先であると、このように考えております。私は、あの時点で提出された議案をまず審議すべきだと、こう判断をしたわけでございます。そして、皆さん方にもその点は十分理解をしていただきたいと、このように思っているところでございます。以上です。

大柴委員 今の答えからすると、議会を続けようと思ったと思うんですね。我々のとった行動というのは、本会議でとった行動によって定足数を欠くことになりまして、石井議長は休憩を宣告したわけです。しかし、このとき石井議長は、山梨県議会の会議規則12条2項を行使することをしなかったんです。議長、あなたは、この12条2項という条文は御存じですか。

石井証人 存じ上げております。

大柴委員 じゃ、ちょっとお答え願えますか。

石井証人 これはこの場で承知しているということで御理解いただきたいと。

大柴委員 わかってないのかわかりませんが、会議規則12条2項というのは、会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は議員の退席を制止し、または議場外の議員に出席を求めることができるということです。知ってい

るならば、なぜこのことを使わなかったんですか、議長。

石井証人 皆さん方には聞こえなかったかもしれませんが、「どうしたんだ」戻ってください」と、こう私は言ったつもりでいます。

大柴委員 いや、だから、聞こえなかったといっても、そんなことは誰も聞いてないと思いますよ、議長。ですから、しっかりと制止しなかったということがやっぱりそれは、議長、あなたがこの場にしっかりとした態度がとれてなかったということだと私は思います。なぜそのようにしなかったのか、退席をしなかったのか、まず議長が責任を認めるということでございますね。

（「時間の計上は誰がするの」と呼ぶ者あり）

土橋委員長 静かに。

石井証人 これは皆さん方が退席するという事の中で、議案審議最優先ということを理解された中での退席かと、こう思いました。しかし、私も皆さん方が、「おー、席を外そう」という声も聞こえましたですけども、「待ってください」と、こう言ったつもりであります。

大柴委員 今回のこと、「待ってください」というのは我々には聞こえていませんし、議長、自分で思っただけだと思うんですけども。

石井議長は、3会派がとった行動によりまして本会議の定足数を欠くことになったことが流会の原因であると主張していますけれども、地方自治法の113条の規定によりますと、出席の催告を行ってれば、仮に定足数が満たない場合であっても会議は開くことができたわけです。出席の催告を行い、本会議を開き、会議時間の延長をすべきであったとは思いませんか。思いますか。

石井証人 私は議会運営の中で、絶えず議会事務局とも、あるいは運営委員会とも連携をとりながら議会運営を進めてまいりました。その中で、事務局に対しましても、包括的な形の中でお願いしているという考え方であります。

大柴委員 どっちなんですかという。

石井証人 それですから、そのところは通常のとおりのことであるということでもあります。

大柴委員 今のちょっとわからない。どっちですかと聞いているんです。思っているのか、思っていないのか。

石井証人 もう1回お願いします。

大柴委員 会議時間の延長をすべきだと思っているのか、思っていないのかということですよ。

石井証人 延長はもちろんするつもりでありました。しかし、そのタイミングが合わなかったということでございます。

大柴委員 思ったということでもいいわけですね。だったら、午後5時までに会議時間の延長を議決、または議長が開議を宣告しなければ流会になるという認識があったと調査票でも答えているじゃないですか、議長は。それも、だけど、定足数が足りないとかいろいろな問題で言って、我々に責任をなすりつけようとしているということは、これはやっぱり流会は、今までのいろいろな質問の中でも、議長の責任であると思えます。

土橋委員長 大柴委員に申し上げます。尋問時間を経過しておりますので、尋問を終了してください。

大柴委員 議長として不適任であると思えますけれども、いかがですか。

桜本委員 委員長、ちょっと進行上なんですけど、やっぱり……。

土橋委員長 うるさい。

桜本委員 うるさいじゃないんだよ。

土橋委員長 誰かが途中でちゃちゃ入れるから時間が長いこと……。

桜本委員 6分でやっている時間はお互いにわからなきゃわからないじゃないですか。

土橋委員長 時計がねえだもん。

桜本委員 それだったら、議会で使うメモリのやつを使えばいいじゃないですか。

土橋委員長 証人、今の返事をお願いします。それで打ち切ります。

石井証人 5時に流会になるということは認識をしておりました。しかし、今までの議会の運営の中では、議会運営委員会が開かれて、そして、時間等も決定して再開するというものでありましたので、議会運営委員会が開かれるのをひたすら待っていたということでございます。

土橋委員長 石井証人に申し上げます。答えも簡潔にお願いします。

石井証人 はい。

土橋委員長 それでは次に、久保田松幸委員から尋問お願いいたします。

久保田委員 私は議会運営委員会の開催について質問させていただきます。石井議長は、普通なら会議を再開するために何かをするのではないかと思います。また、調査票によると、ただ議会運営委員会が開催されるのを待っていたとありますが、このことについて伺います。

まず議長は、議会運営委員会を開かないと、本会議を再開するための話し合いができないと思っていましたか。

石井証人 通常ですと、議会運営委員会を開いて進めていくという認識でいました。

久保田委員 通常じゃなくて、代表者会議を議長が招集して、いろいろな事務局と足を踏んで指示するんじゃないですかね。それについて。

石井証人 通常ですと、今、久保田議員言ったとおり、代表者会議を開き、続いて、議会運営委員会を開いております。しかし、今回の場合においては、緊急事態ということの中で議会運営委員会を進めるべきだったと、このように思っております。

久保田委員 じゃ、次の質問行きますけれども、議長は議会運営委員会に何を期待していたんですか。

石井証人 もう一度お願いします。

久保田委員 議長は議会運営委員会に何を期待していたのですか。

石井証人 記載ですか。

久保田委員 期待。

石井証人 当然再開をするということの中で、委員長からその話が出てくるものと、こう思っておりました。

久保田委員 それは議長として、議会の再開は当然議運委員長がやるんですけれども、議長が主導的にならなくちゃできないですよ。いずれにしたって、議会の再開に向けた話し合いをするべきだったんじゃないんですかね。それについて。

石井証人 今まで議会運営委員会を開いて再開をしていくという通常の例がありますので、そのような方向でということでありました。

久保田委員 いずれにしても再開に向けて話し合いをしていただいて、皆川議会運営委員長に対して開催の要請をするべきじゃないんですかね。

石井証人 その点については、先ほどもお話ししましたように、通常は議会事務局へも運営等について状況を把握しながら進めるということで議会運営委員会が開かれるものと、このように認識しております。

久保田委員 じゃ、なぜ開催を要請しなかったんですかと今、議長に言いましたら、考えているけどやらなかったということですね。議長の調査票によれば、議会運営委員会の開催に向けて待機をしておりましたと。議運委員長から申し出がなかったためとの答弁を繰り返していますけれども、議長として開催してくれと自分が要請すべきじゃないかと思えますけど。

石井証人 その点は反省をしております。

久保田委員 反省しているんでございますね、そのような。
次に、調査票により、皆川議運委員長は、事務局職員に本会議の再開を議長に

要請するように指示したと回答していますが、石井議長はその要請を聞いていますか。

石井証人 それは聞いておりません。

久保田委員 じゃ、事務局員はどうして言わなかったんでしょうね。

石井証人 そのことは私にはわかりません。

（「委員長、5分になった」と呼ぶ者あり）

久保田委員 皆川委員長は、再度議会事務局員に対して、本会議を再開するように議長に要請したと確認したところでございます。事務局員は、議長は議長室で対応を相談中と答えています。さっきは会派室にいと、ちょっとここが食い違っていますね。議長室で誰と何について相談していたんですかね。

石井証人 今のお話は控室ということですね。議長室と言われたんですけれども。

久保田委員 皆川委員長が事務局に確認をとりましたら、議長室で誰かと相談していますと答えが返ってきたそうです。

石井証人 そのことにつきましては、私も先ほどの話のように、議長室にいてから一応会派の控室へ行っていますということで、控室で待機していました。

久保田委員 僕が言っているのは、その議長室にいた1分か2分か知らない、誰と相談していたかを聞きたいんです。

石井証人 それは会派の控室のことですので、特にこの人と相談したということではありません。

久保田委員 また皆川議員が次ありますから、そこで食い違いを正さなくちゃいけないと思うんですけれども、言ってもしょうがないから。私が思うのは、多くの議員が、延会しなければ流会となってしまうことを認識し、5時前には議場に着席していた。それにもかかわらず、再開に向けた行動をとることなく、議場にもあらわれなかった議長に私は流会の責任があると思いますし、議長としてふさわしくないと思いますけれども、お答えください。

石井証人 流会につきましては、深く反省をしております。予鈴が鳴ったとき、控室から議場へ向かった覚えがあります。その点については、退席した議員の皆さん方も同じように考えたかなと思いますけれども、その点については反省をしております。

土橋委員長 久保田委員に申し上げます。時間を経過しましたので、以上で打ち切ります。次に、佐藤茂樹委員の尋問をお願いします。

佐藤委員 私からは、石井議長名で本会議を再開する旨の放送があったにもかかわらず、石井議長が本会議場に姿をあらわさなかったことについてお伺いしたいと思いま

す。

この放送があったとき、石井議長は何をされていたのか、まずお伺いいたします。

石井証人 先ほど来お話がありましたように、控室が一番議場に近いということの中で待機をしていました。「ただいまから会議を開きます」という放送と同時に、控室の席を立てて入り口まで向かいました。そして、会派にいた議員の皆さん方も議場のほうへ向かったのを覚えております。それから、普通ですと、皆さんがお座りになったときに、議長という話の中で議長室へ、議長室じゃございません。議長席に向かうわけでございますけれども、その点を見きわめながら待機したということでございます。

佐藤委員 控室にいたということでございますが、やはり具体的には向かったということでございますが、まずは議長席にお着きになるというのを最優先されるべきじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

石井証人 当然その考えで控室から入り口まで向かいました。そのときに、もう5時を過ぎて流会になりましたと、流会になりますという声が聞こえたものですから、一部の議員も戻ってないということで、議長席までたどり着かなかったということでございます。

佐藤委員 タイムラグがあったのかどうかわかりませんが、やはり議長席に着くべきではなかったかと思います。

調査票によりますと、本会議再開の案内放送は、議長の指示によるものじゃない、「いいえ」に丸がついておりますけれども、これに間違いございませんか。

石井証人 間違いございません。

佐藤委員 もしそのことが議長の指示じゃないということであるならば、一体誰が指示をし、事務局の誰が案内放送をしたのか、再度、ここは重要な部分でありますから、議長権限として、流会という空転する大事な部分でありましたから、その時点で調査をすべきと思いますが、いかがでしょう。

石井証人 議会の運営といいますか、これは事前に協議をし、打ち合わせをしまして、それから、代表者会議、運営委員会を開いて、議会を進めているということでございます。私の認識では、議会事務局にそれらの点についてもお願いをしていると、このように思っております。それですから、議会事務局で放送を入れていただいたと、このように思っております。

佐藤委員 なりゆきはわかりますが、その時点で調査をすべきだというふうに思います。基本的に議会事務局が議長の指示・命令を受けることなく、このような再開の放送を独断でするということはありませんというふうに思うわけです。石井議長は本会議の延会を宣告するために本会議を再開しようとされた、そのように思うんですが、何らかの理由があって再開を断念した、そういうふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

石井証人 特に理由はございません。再開に向けて絶えず考えてはおりましたので、その

理由はございません。

佐藤委員 特に理由はございませんということでございますが、今のお答えをお聞きしますと、残念ながら議長としての職責を全うされるというふうにはちょっと思えないので、非常に残念であります。以上で終わります。

土橋委員長 佐藤茂樹議員の尋問を打ち切ります。
次に、永井学委員から尋問をお願いいたします。

永井委員 今までのお3人の御回答も含めて、改めて議長の職責と議長御自身の責任について私はお伺いさせていただきたいと思います。

まず初めに、「山梨県議会事例集」というのがありますけれども、この事例集によると、議長は、午後5時までに議事日程に記載した事件の議事を開くに至らないと認めるときは、会議時間を延長するための会議を開くのが例であるとあります。閉会日はまさに議事を開くに至らない状況にあったと思いますが、議長がみずから招集をし、会議を開くべきだったとは思いませんか。

石井証人 先ほどもお話ししたように、そのことについては深く反省をしており、流会に至ったことは残念に思っております。

永井委員 その部分は反省をされているということで。
議長の責務として、地方自治法第104条という項目がございます。これは議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の責務を統理し、議会を代表するとあります。石井議長は、本会議の再開に向けて、先ほどの皆さんの御回答からされるとですね、私は控室で考えておられたという御回答をしておりましたので、私はその段階でいろいろなことを考えられていたでしょうが、何もしていらっしゃらなかったという印象を受けます。石井議長、この地方自治法104条という項目、御存じだったでしょうか。

石井証人 当然議会がスムーズに運営できることは、私もそのように努めていかなければならないと、このように考えております。当日ですけれども、それも皆さん方の様子をうかがったということは、やはりそれに向けて、廊下に出て各会派の様子をうかがったり、そんなことの中で努めていたつもりでおります。

永井委員 済みません、1点だけ確認をしたいんですが、廊下に出て様子をうかがったとおっしゃいましたけれども、各会派の控室にはお入りになられたんでしょうか。

石井証人 各会派のお部屋へは伺わないでいました。

永井委員 会派の控室には伺わなかったということ、ただ、この104条にのっとって、議会の再開に向けては、議長の中ではそういう再開に向けての努力を認識されていたということだと思います。ただ、議場の廊下を回るだけでは、やはり私たちにはその真意というのがなかなか伝わらない。先ほど出ていきましたが、議場を出る議員も制止はされない、自分で、心配はされていたんでしょうけれども、会議を開こうともされなかった。議運の開催も、先ほど久保田委員の発言にもありましたけれども、開かれると思っていたということで、人任せにされていた印象は私にはございます。議運の、先ほど、催促をしたかしないかという部分に関して

も、催促はされていないということで、正直申しまして、本当にこれで104条、議長の責務にのっとった行動といえるのか私は甚だ疑問に感じております。

では、その責務を感じていらっしゃるということであったんですけども、議長の責務として、本会議再開に向けて何をすべきであったとお考えになっているのかお答えいただけますでしょうか。

石井証人 当然、皆さん方に再開を呼びかけるということは当然であったかと思えます。しかし、私の考えの中に、議会運営委員会を開いて、そして、それから、再開をするという考えもありましたということは事実です。以上です。

永井委員 議会運営委員会を開くというのは通常の手続であるはずですよ。通常の手続だと先ほど議長もおっしゃいました。しかし、先ほど久保田委員の中に、代表者会議を開いて、その後議会運営委員会を開かなきゃいけない、そういうふうにするべきだ、通常の手続を踏むべきだ、通常の手続を、確かに代表者会議を開くべきだとおっしゃってありました。しかし、これは緊急の状況ですので、この部分、通常の手続でやれとおっしゃいましたけど、議長が招集することができたわけですから、やはり会議を開かないってというのはどうかと私は思います。

ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、本会議の再開に向けて議長は努力し、もし議会が流れそうになったのであれば、会議を開いて会議の時間を延長する必要があったと先ほどから質問が出ています。会議時間の延長は山梨県議会会議規則の第9条第1項の規定によって、議長において必要があると認めて会議を宣告することができたのです。先ほど大柴委員も言っていました。それにもかかわらず石井議長が会議時間の延長の宣告をしなかったというのは、私はこの1点だけでも極めて重大な責任があると思えます。流会の原因はやはり、今のお3人の御質問を聞いて、また改めて私も今質問をさせていただいて、石井議長にあると私は考えておりますけれども、改めて伺います。今回の件、みずからの責任についてどのようにお考えかお答えください。

石井証人 この点につきましては先ほどお話ししましたように深く反省をしておりますし、今後このようなことがないように努めていきたいと、このように思っています。

永井委員 深く反省をされていて今後このようなことがないようにということでした。反省をされているということは議長が責任を私はお認めになったということだと理解をいたします。質問は以上です。

土橋委員長 答えはいいですか。

永井委員 結構です。

土橋委員長 永井委員の尋問を打ち切ります。
次に、山田一功委員から尋問をお願いします。

山田（一）委員 御苦労さんでございます。先ほどもちょっと話に出ておりましたが、議場を退席した際、退席した議員がいた際に、不規則発言とかやじとかで、「予算案を通してから出て行け」というような声もあった中で、議長が制止する場面も私も確認はしているんですが、その議場を去って行く議員の姿を見たときに、議長はどのようにお考えだったのでしょうか。

石井証人　　私も、先ほど申しましたですけれども、県議会は県民の生活最優先ということの中で、議案審議をまずやっていただきたい、この気持ちでいっぱいでございます。その中で審議をボイコットして退席するという事は、非常に残念に思いました。そこで「何ですか」と言って、「お待ちください」と、聞こえても聞こえなくても私はそう叫んだつもりであります。以上です。

山田（一）委員　我が会派でも議会再開に向けてどうすべきということでありましたし、そのときに議長が不安そうに控室にいて、私の議会での発言だと、右往左往しているというか、そんな姿も見たわけですが、そのときに、各会派を執行部が、多分そのときは、山日の新聞記事によると、私はその場面を見ていませんが、当時の山日の記事によると、副知事と総務部長ではないかと思いますが、各会派を回って、その際に「議長がやめなければ議会の再開には応じない」ということも、私もその場面で聞いたんですが、議長はそのことはお耳に入っていたんでしょうか。

石井証人　　副知事並びに総務部長が再開をお願いするために各会派を回っているという話は耳に入っておりました。ぜひその方向で再開できるようにと、こんな考えでおりました。さらに具体的なことについては確かではございません。

山田（一）委員　私の質問は以上です。

土橋委員長　　山田一功委員の尋問を打ち切ります。
次に、桜本広樹委員から尋問いたします。

桜本委員　　議運の皆川委員長のほうから、議会の運営委員会ということで、各会派から会派の人数に応じた配分の中で議運の委員会というものが構成されているわけなんですが、その中で、議長に対して皆川議運の委員長は、何か御相談というか、これは困ったなど、早急に対処しなきゃならないなというような動きはあったんでしょうか。

石井証人　　特にありませんでした。

桜本委員　　この段階で、議運の皆川委員長とどんなふうな関わり合いというか、お互い職責を全うする立場の中で、やはりお互いにコミュニケーション不足、一方、皆川議員も退出した一員ですから、その中でのいるわけですから、コミュニケーションというか、連絡、やりとりというのは難しかったとは思いますが、そのことを考えながら、今どんなふうな考え方でおりますか、振り返ってみて。

石井証人　　退席の際に、「おい、出べ」というような声も聞こえました。誰がそう言ったかは確実に覚えておりませんが、そういった状況の中で、皆川委員長に相談をすることは私もちゅうちょしたということでございます。

桜本委員　　私からは以上でいいです。

土橋委員長　　桜本委員の尋問を打ち切ります。
次に、中村正則委員から尋問を願います。

中村委員　私は、今回の百条委員会の意義というのは、全国が注目している、また山梨県でも注目してます、これは。これは大変なこと。知事が予算または県の議案に対して専決処分で決めるなんてことは、これは許されることじゃない。また、こんなことを我々は、県民の批判は議長だけじゃないよ。我々も批判を受けているんだから、今後こういうこと決してやってはいかん。これは深く反省してもらいたい。その一言を聞きたい、まず。

石井証人　今、中村議員から言われたこと、まさに全国でも初めてではないかと。このことを考えたときに非常に残念に思い、二度とないようにしっかりと次の議会へ引き継いでいきたいと、このように思っております。

中村委員　二度とこういうことはあってはならないということは、もうこれ、ちょっとそんなことで通るのかなという感じがします。まあ、これはいいですけどね。
それで、僕は再開に向けて何もしなかったのはなぜか、ここなんです。ここ。なぜなのか。これは議運の委員長にも責任がある。副議長にも責任がある。しかし、最高責任は議長です。議長が「再開します」と言えば再開できるんです。それをしなかったっていうのは、誰かの指示があったとしか考えられない。僕はそこは非常に残念なんです。誰に相談しているのかわからないけど。これは今後私としても、再開に向けて何もしなかったということに対して、なぜかということに対して、もう一言だけ答弁をいただいて私の質問を終わります。

石井証人　特にこの方から制止されたということはありません。また、私も再開できなかったことは非常に残念に思っております。以上です。

土橋委員長　中村委員の尋問を打ち切ります。
次に、鈴木幹夫委員から尋問願います。

鈴木委員　尋問の最後になります。今、中村委員の方からもお話がございました、今まで流会も含めて、議事運営についてあなたがやっていたわけじゃないですね。これは前の元の代表、名前言いませんけども、副代表、で、いる中村代表には話がなかった。聞いてみればわかるけど。それで運営していたんでしょ。それにプラス、元の議会事務局長。これと話をしないことはないことはないと思う。したくないかそれだけ。何もしなかったのかどうか聞くよ。

石井証人　議会運営につきましては、各会派の代表者の方々と相談をし、また議会委運営委員会を開いていただいて議会運営をしておりました。特に私にそういう圧力がかかった思いはありません。

鈴木委員　じゃあ、聞くけど、議会運営委員とかそういうのは別にして、議長の、先ほど言ったように催告とかいろいろあるんだけど、その前に、議長を携える、議長を支える議会の事務局長、これと話は全然しなかったのか、したのか教えてください。

石井証人　全てを相談してきたとは言い切れませんが、重要なことについては相談をさせていただいております。

鈴木委員　先ほど言ったように特に全国的に初めて流会があったんだけど、これは一番大

きな問題です。これを議会事務局長と話をしない、した、どっちか教えてください。

石井証人 流会については特に事務局長とは話をしておりません。

鈴木委員 議長、なぜしなかったんですか。教えてください。

石井証人 当然、議会運営委員会が開かれて、それで再開を放送、通告するという考え方が基本的にありました。

鈴木委員 議会運営委員会なんていうのは後のことでもいいんだよ。要は、多分、議会事務局長から催告しなさいという話があったと思う。ないのか聞いてください。あったのかないのか。

石井証人 特にありませんでした。

鈴木委員 これ見ると、もう完全に、議長、何もしなかったんですよ、議長は。催告といったこともあるけども、少なくとも各会派代表者会議を議長は開けるんだよ。それもしなかったんだよ。私はいろんなことを言いたくはないけども、要は、最終的に、この流会に関して、本当にこれはあなたの責任なんです。要は、確かに他の人と何もできなかったかもしれないけれども、あなたは当時の自民党の議員ですよ。そのときのお偉方に話をしなかったなんてことがあり得ないと思うけど、全然しなかったのか。したのか、しなかったのか教えてください。

（「自民党じゃないでしょう」「自由民主党」と呼ぶ者あり）

鈴木委員 自由民主党か。会派か、議会のな。

石井証人 今、自民党のお偉方とこう言われましたけれども、理解できません。

鈴木委員 所属している会派、自由民主党だね。その会派の代表的、一番代表もあるし、その力を持っている人もあるんでしょう。それに話をしなかったの、本当に。したかしなかったでいいよ。

石井証人 特に具体的にしておりません。

鈴木委員 結局、この前代未聞の流会の大きな責任はやはり議長にあると思います。これは、石井さん、議長さん、実際行って、議長として失格者だと思う。私は必ずそういう感じで、議長は何もしなかった、失格者なんです。それも反省しながらやっぱりいなければ、今後どうするのか、その辺も自分でよく考えていかなきゃいかんと思います。で、一応そんなことで、ちょっとあれしましたけども、最後にして尋問を終わりたいと思います。

（「失格者というのは、訂正してもらった方がいいな」と呼ぶ者あり）

土橋委員長 鈴木委員の尋問を打ち切ります。

以上で、石井脩徳証人の尋問を終了いたします。証人には、お忙しい中、本委

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年7月12日）

員会の調査に御協力いただき心から感謝申し上げます。本日は誠に御苦労さまでした。証人は退室願います。

石井証人 はい。お世話さまでした。

（証人退室）

（「できたら時計の標示は、用意した方がいいですよ。」と呼ぶ者あり）

土橋委員長 暫時休憩いたします。再開は3時5分といたします。

（ 休 憩 ）

土橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、河西敏郎証人に入場していただきます。

（証人入室 着席）

（委員長起立）

土橋委員長 証人には、御多忙の中、御出頭いただきありがとうございます。何とぞ、本委員会の調査目的を御理解いただき、委員会が円滑に進行できますよう御協力お願いいたします。

（委員長着席）

土橋委員長 それでは、証人の氏名、住所、生年月日、職業をおっしゃってください。

（証人起立）

河西証人 山梨県中央市成島2353、河西敏郎といたします。生年月日は昭和25年1月2日であります。職業、県議会議員であります。

（証人着席）

土橋委員長 証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟に関する法令中の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が、証人、証人と配偶者、四親等以内の血族もしくは三親等以内の姻族の関係にあり、もしくはあった者、または証人と後見人と被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、または証言が、これらの者の名誉を害すべき事項に関する場合、

公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合、

医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が職

務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、

技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、

以上の場合は、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出を願います。

これら以外の場合には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないことになっております。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたとき、3カ月以上5年以下の禁固に処せられることになっております。

以上のことを御承知願います。

報道関係者に申し上げます。撮影につきましては、ここまででお願いしたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。委員会室におられる方は、傍聴人、報道関係者を含め一同御起立をお願いいたします。

（出席者全員起立）

河西証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

土橋委員長 御着席を願います。
証人は、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

（署名捺印）

（委員長確認）

土橋委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言に際しては、その都度、挙手し、委員長の許可を得て、起立して発言されるようお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。本日は、予定時間内で証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、約50分程度で各委員の尋問にお答えいただくようお願い申し上げます。

まず、委員長から伺います。平成28年2月山梨県議会定例会閉会日に、議長不信任の動議が可決後、議会が暫時休憩になってから午後5時までの間どこにいたのかお聞かせください。

河西証人 3月のことですからはっきりとした記憶はありませんけれども、たしか本会議から戻って、一旦は副議長室にいたと思います。それから、会派の控室ですか、そこへ戻って、今後どういう方向で進んでいくのかなど。通常ですと、議会運営委員会が開かれて、そこで開会、またいろいろ審議をして開会時刻を決めて開会されるというような段取りだと思っておりますから、おそらくそういう方向で進んでいくんじゃないかなど、そんな思いで控室にありました。

土橋委員長 以上で委員長からの主尋問を終了いたします。
次に、発言の申し出がありますので、順次これを許します。
渡辺英機委員から尋問願います。

渡辺（英）委員 それでは、調査票に基づいてお伺いしたいと思います。調査票によりますと、本会議再開に向けて、議長から相談はなかった、このように副議長は回答しておりますけれども、逆に河西副議長から石井議長に相談しようとは思わなかったですか、お答えください。

河西証人 皆さんもう御存じのとおり、私は、議長に事故あればその役目を果たすということで理解をしております。議長は今まだしっかり議長職としておりますので、私はそういう意味で私が再開する権限もありませんし、また議運を開くというような権限もありませんから、私は議長に対して、また議運に対してしっかり再開していただけるものだと思って、私のほうからは働きかけはしておりませんでした。

渡辺（英）委員 今のお答えですと、何もしなかった、議長にも相談しなかった、働きがあるのを待っていた、こういうふうに理解していいですか。

河西証人 今、お答えしたとおり、私には開会する権限もありませんし、議運を開く権限もありませんから、そういうことで、私は、何らかのそういう人たちのアクションがあるんじゃないかなと、そういうことで私は理解をしておりました。

渡辺（英）委員 当日の議長の動きいろいろ検証してはいますけれども、議長としての動きは全くなかった。こうしたときに、地方自治法106条、先ほど副議長言っておりましたけども、副議長は議長に事故あるときは、または議長が欠けたとき、副議長は議長の職務を行う、このような条文があります。したがって、当日流会を回避するためには、やはり副議長が行動を起こして当然の状況だったと思いますけれども、この点についてはいかがお考えですか。

河西証人 先ほどと重複しますがけれども、私にはそういう、議長が事故があるとき、議長はしっかりまだ本会議でもまだ議長を務めておりますから、私には、その行動をおこすということより、議長が何かあれば、またそういう場面もくれば私もそういう対応をとらなければいけないと思っておりますけれども、議長がまだ議長としておられるわけですから、私にはそういう想定というのはありませんでした。

渡辺（英）委員 次に、今のお答えを聞きますと、議長も何もしなかった、副議長も何もしなかった、こういうふうに受け取れるわけですけども、調査票の中でさらに、議長は流会を回避する必要があったと思うかという質問に対して、副議長は「いいえ」と答えていますね。どういうことですか。これ、もう少し説明してください。

河西証人 質問が、質問というか何というか、それが「はい」と「いいえ」でしかありませんでしたから、私は「いいえ」と書きました。これは、「議長は」とありましたから、議長に限定した質問だと私は捉えておりましたから、これは私は議長だけの責任じゃないと。「議長も」とあれば私も「はい」のほうへ、もちろん議長にもそれを回避する必要はあったと思いますけども、「議長は」とありましたから、こ

これは議長に限定する質問だと思いましたから、議長だけではない、これはもういろいろお話しなくても、議会を退席したり、議運も開かれなかったということで、私は、この議会、議員全員の責任があると思っておりましたから、そういうことで、「議長も」とあれば「はい」と書きましたが、「議長は」と議長に限定しておりましたので、「いいえ」と書いたわけであります。

渡辺（英）委員 議長に限定した質問なんです、これは。それで、「いいえ」とお答えしているのは38名中2名だけでした。このことについてもう1回見解を求めます。

河西証人 私はその質問はやはり「議長は」と議長に限定した質問だと捉えましたから、議長だけじゃないということで、再度繰り返しますけれども、そういう意味で「いいえ」と書きました。「議長も」とあれば、私は「はい」のほうに丸をしたと思います。

渡辺（英）委員 角度を変えます。当初予算4,662億円ですね。さまざまな議案がありましたけれども、流会になったときに、これは専決処分される、こういうことは予測しておりましたか。

河西証人 その場で私もちょっと混乱していましたからそこまでこう……。もちろん普通の状態ですと、そういうことまで考えたと思いますけれども、そのときはそういうふうにあまり想定されたということはなかったような感じが、今思い出すとそんな思いであります。

渡辺（英）委員 山梨県議会始まって以来、当初予算を専決された、大変な、議会にとりましては不名誉なことでしたけれども、当日の議長、副議長の動きというのが全く稼働していなかった。そのことが原因で今回の流会になったと、このように思いますけれども、この辺について責任はどのように感じているんですか。

河西証人 たびたび繰り返して恐縮ですけれども、私は、さっきもお話ししたとおり、もちろんいろいろなことの回避する必要は、議長、私、また議員の皆さん方にも、これ、みんな全員にこれはあったと思っておりますから、誰がということで特定をしているということでは私は思っておりません。そして、私は、先ほども話をしたとおり、議長が何かあったときには私にということでありましたから、私には、そういう開会する、開議する、議会を招集する権限、それでまた、議運を開く権限もありませんので、そんなことであります。

土橋委員長 渡辺議員に申し上げます。尋問時間を超過しておりますので、尋問を終了してください。

次に、桜本広樹委員から尋問をお願いします。

桜本委員 河西副議長にまずお聞きしたいのは、予算審議をボイコットした、退席した方々、何か兆候みたいなものは見受けられましたか。

河西証人 ちょっとわかりません。兆候といいますか、ちょっとわかりません。どういう……、もう少し具体的に。

桜本委員 例えば、議場の中で、「さあ出るぞ」とか誰か号令をかけて、審議をボイコット

して退席された中で誰かリードするような人を議場で感じましたか。

河西証人 私は座っておりましたから、たしか議長が議案審議をしようとしたときに、「これはだめだ」「もう出るぞ」というような、そんなような声は聞いたことは間違いありませんし、そんなことを聞いたことは覚えております。

桜本委員 結構です。

土橋委員長 桜本委員の尋問を打ち切ります。
次に、山田一功委員から尋問をお願いします。

山田（一）委員 御苦労さまでございます。これ、議長にも同じ質問したんですが、議場を退席して、あのときに「予算案を通してから出る」とかいう不規則発言もあったと思うんですが、そのときに副議長の立場としてどのようにお考えになりましたか。

河西証人 それは、少なくとも予算だけは、県民の福祉のための大事な当初予算ということですから、これはぜひ予算をしっかりと通してからということにさせていただきたいなと、そんな思いでありました。

山田（一）委員 議長と同じ質問になりますが、その膠着状態を私たちも会派の中で、何とか回避すべき、議会の再開を、我々もどうなるんだ、どうなるんだということを行っている中で、やっぱり執行部も動いてもらう必要があるということで、その際に実際に動いたかどうか私たちにはわからなかったんだけど、翌日の新聞によって、山日新聞の記事によって、当時副知事と、それから、総務部長ということのようですが、いずれにしろ執行部が動いてくれたことによったんだけど、議長がやめない限り議場に戻らないということを私も聞きましたけど、それは副議長としてお聞きになりましたか。いかがですか。

河西証人 たしか報道等でもそういう記事が出ておりましたから、そんなことで私もそうだったのかなと理解しておりますけど、そのときの状況でははっきり私は覚えておりません、どういう方向であったか。

山田（一）委員 私は以上です。

土橋委員長 山田一功委員の尋問を打ち切ります。
次に、中村正則委員から尋問願います。

中村委員 私は、副議長という立場だから、議長を補佐するから、なかなか答弁も難しいというふうなことは承知していますが、ただ、肝心なことだけちょっと聞かせてください。というのは、初めてのことで、県民も関心を持っている。全国的にもまれなんですよ、こんなことは、百条委員会を開くということは、これは我々としてみれば恥ずかしいことです、議員として。それは、副議長も同じ気持ちだと思うですね。

それで、僕が聞きたいのはまず再開に向けて副議長という立場の中で努力したか、しなかったのか、その辺についてはいかがですか。

河西証人 先ほどもお話をしたとおり、私は議長、議運が何らかの機能を果たしていただ

けるものだと思っていましたから、私には開会の権限もありませんし、議運の委員にもなっておりませんから、そういう意味で何とか、議長、議運のそういうようなことで、今までの慣例どおり開かれて、そして、また再開にさせていただけるものと、そんな思いでございました。

中村委員　　私は、副議長ね、流会になってやむを得ないというふうな気持ちはなかったと思いますけども、しかし、そういうふうになっちゃった。これは議会事務局でも流会にならないように再開して欲しいというふうな気持ちでもって、議会の事務局でそのような対応を僕は当然したと思うんですね。それで、議事調査課長が控室に来て出席を促したということも私どもは聞いておるんですが、それは副議長どうですか。聞いていますか。確かめてみないとわかりませんか。いかがでしょう。

河西証人　　先ほどもお話ししましたがけれども、ちょっと記憶も、3月のことですからあんまりありませんけれども、　　さんですか、議事調査課長。たしか顔は見えて、中へ入れとか時間とかというのはそこら辺の会話は覚えておりませんが、見られたことは覚えています。

中村委員　　副議長、ありがとうございます。それで、私は、副議長も同じ議会人として同じ気持ちだと思うんですけど、これからの議会の中議会が正常化していくのには、お互い反省をして、どういう形の中で県民の付託に応えるか。これは議長、副議長の立場として我々をリードしていただかないと、私どもも個人としてやるのは限界がありますので、その辺につきましては、ひとつぜひ副議長、腹へしっかりと我々の気持ちというようなものを受けとめていただいて、今後の議会運営、議会活動をしていただくことというのが僕は大事になると思いますので、そのことに対する見解をお聞きして私の質問を終わります。

河西証人　　全く中村委員のおっしゃるとおりだと思います。私どもはしっかりこれからも反省を反省として、県民福祉向上のために、しっかりとした、県民に信頼されるような議会運営、議会活動をしていかなければならない。そういう意味で中村議員と同じ気持ちであります。

土橋委員長　　中村委員の尋問を打ち切ります。
次に、鈴木幹夫委員から尋問願います。

鈴木委員　　何か今までちょっと聞いていると、副議長というのは、河西さんが宣誓したときに、議長を支えながら副議長をするというふうなことは聞いているわけですが、基本的には副議長というのは、私は市議会のころ議長、副議長をやったこともありますけれども、やはりちょっと感覚が違うのかなということの中で、やはり議長、副議長っていうのは基本的には同体、それから今回の流会は回避しなければならないのは、やはり一番の責任は議長、副議長と認識しているんですけども、その辺は副議長としてどう思いますか。

河西証人　　反省は反省としておるわけですがけれども、先ほどもくどく言うんですけど、議長を補佐するのはもちろん当然でありますけれども、もし議長が何かあったときには、私がしっかり議会運営で皆さん方と携わっていかないとということ当然是のことだと思いますけれども、今回は議長もしっかりしておりますし、そんな

意味で私はそういう権限がありませんから、もちろん補佐することは当然でありますけれども、議長、議運の委員長もおりますから、そういう意味で私がいろんなことを言えることがなかったもので、そういう行動をとってまいりました。

鈴木委員 議長から聞きますと、頭が真っ白くなっちゃって何が何だか一切わからない状況だったということは、流会という大きな問題に対してやはり不測の事態が生じたとは思っているんですが、そのときに、やはりあの副議長として催告ということを知っていたのかどうか、イエスかノーでお答えしていただきたい。

河西証人 済みません、もう一度最後のところだけ。

鈴木委員 繰り返しますけれども、議長には、流会を阻止するための催告という通告を議員にできるわけです。その辺は知っていましたか、知らなかったか、お答えください。

河西証人 わかっております。例えば議場に入るように勧めるということですかね、それが催告だと思っておりますが、そういうことは理解しておりました。

鈴木委員 簡単なことで、流会なんていうのは、はっきり言って議長、副議長がしっかりしていれば、これはもう当然流会にならないんです。要は、催告して入ってなくても、議長権限で予算執行を……。

（「延会」と呼ぶ者あり）

鈴木委員 そうですね、進めるようなことができるんだけど、それさえしなかった。実際議長がしないとすれば、副議長がやはりその辺は進言するべきだと思うけれども、その辺はいかがでしょうかね。

河西証人 先ほど来くどいようですけれども、議長が何か事故とかそういうことがあれば、もちろんさっきもお話したように私の出番があるかと思えますけれども、議長も確かに混乱しているときだったと思えますけれども、そういうことがなかった、議長としてのまだしっかり役割を持っておりましたので、私はそういう思いには至りませんでした。

鈴木委員 そうしますと、流会に対して、先ほど議長のときに、ほかの要素の大きなものが加わって議長は流会を阻止することができなかったというふうなことをちょっと感じたんですが、要は、やはりあの基本的に、今いうと、もう全部議長に責任がある。議長がやはり何もしないからこういうことになってしまった。催告もそうであって、催告を議長がすればこんなことはなかった。ということの中で考えると、残念ながら議長に責任がある。それから、基本的には副議長も、それは違うかと言うかもしれないけれども、私としたら議会人として、議長を補佐して流会を阻止する、そういう努力をするべきだと私は思っています。ですから、やはり議長も責任ありますけれども、副議長にも私は責任があるということをお願い添えて、私の尋問を終わりたいと思います。ありがとうございました。答弁は要りませんから。

土橋委員長 鈴木委員の尋問を打ち切ります。

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年7月12日）

以上で河西敏郎証人の尋問を終了いたします。証人にはお忙しい中、本委員会の調査に御協力いただき、心から感謝申し上げます。本日はまことに御苦労さまでした。証人は退出願います。

（証人退室）

土橋委員長　以上で本日の予定は終了いたしました。来る7月19日午後2時委員会を開き証人に対する尋問を行います。
本日はこれをもって閉会いたします。

以　上

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の
流会に関する調査特別委員会
委員長　土橋　亨